

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ②DMOによる観光地経営の推進

国への提案事項

国のDMO登録制度に関するガイドラインにおいても、条例による特定財源(宿泊税, 入湯税等の地方税, 負担金)など, DMOの安定的な財源の必要性について言及されているものの, 特に活動エリアが県域をまたがる場合には, 複数の自治体での意思決定等の調整が煩雑となるなど現実的ではないため,

○ 国際観光旅客税について, 観光地経営を実際に行っているDMOを含む地方の観光振興施策に, 自由度の高い財源として充当されるよう, 税収の一定割合を継続的に地方に配分すること

○ 広域連携DMOが, 将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう, 法的枠組みを整備すること

具体的には, 複数の自治体にまたがる海外DMOで取り入れられている, TID制度を参考に, 地域再生エリアマネジメント負担金制度において, 次の点を踏まえて制度改正を行うこと

- ・ 地域来訪者等利便増進活動計画(以下「活動計画」)の認定, 受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付等の事務について, 活動エリアが自治体の区域をまたがる場合には, 地域の実情に応じて都道府県又は地方公共団体の組合が行えるよう制度を拡充
- ・ DMOの中長期的な施策展開にも制度を活用できるよう, 更新手続きを規定

【提案先省庁:内閣府, 観光庁】

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

② DMOによる観光地経営の推進

現状

- 国においては、世界水準のDMOの形成・育成に取り組んでおり、DMO(※1)を核とする観光・ブランドづくりを推進

※1: 日本版DMO: 150法人, 日本版DMO候補法人: 117法人が登録を受けている。(2020年1月14日現在)】

- (一社)せとうち観光推進機構や(一社)山陰インバウンド機構等の広域連携DMOが、自治体や観光関連事業者等と連携した取組を推進しており、エリア内の外国人延べ宿泊者数が増加

◆ 広域連携DMOが事業を取り組むエリアの外国人延宿泊客数の推移

広域連携DMO名	対象エリア	外国人延べ宿泊客数(人)		伸び率(%)
		2015年	2019年(速報値)	2019年/2015年
(一社)せとうち観光推進機構	兵庫・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛	2,603,250	4,289,480	164.8%
(一社)山陰インバウンド機構	鳥取・島根	146,380	255,340	174.4%
【参考】全国数値	47都道府県	65,614,600	101,434,710	154.6%

(出典: 観光庁「宿泊旅行統計調査」)

- 「国際観光旅客税」の徴収が開始(2019年1月)され、観光庁では2020年度は約511億円の予算を計上している。DMOへの支援やDMOを核とする施策は、「観光地域づくり法人の改革」として、DMOの人材育成等に対する支援及び各地方運輸局がDMOと連携しながら実施する滞在型コンテンツの造成の取組に充当(2020年度予算7.4億円)されている。
- 国において、有識者から成る「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」を設置し、中間とりまとめを公表(2019年3月)。とりまとめ等を踏まえ、DMOの登録制度の見直しに着手し、ガイドラインを公表したが(※2)、広域連携DMOの実情を考慮したものではない。

※2: ガイドラインでは、財源について、「条例による特定財源の確保を目指すことが望ましい」とし、特定財源として地方税(宿泊税、入湯税等)、負担金を挙げているが、活動エリアが複数の都道府県をまたがる広域連携DMOでは、条例化に対する意思決定や調整などの手続きが煩雑になり、現実的ではない。

また、地域づくりのための持続的な財源を確保する海外の取組として、税・負担金方式を挙げ、「観光地づくりのための安定的な財源を創出する上では有効な取組と考えられる」とTID制度の活用を示唆しているものと考えられるが、活動エリアが自治体の区域をまたがるDMOの場合は、現行の法制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)の下では、非常に困難。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

② DMOによる観光地経営の推進

関係法令の施行

- 国際観光旅客税法が成立し、2019年1月7日から国際観光旅客税の徴収^(※4)を開始

※4: 日本から出国する旅客(国際観光旅客等)から徴収(出国1回につき1,000円)。2020年度は約511億円を予算計上。

- ◆ 国際観光旅客税法(2019年1月7日施行)

次の3つの分野に国際観光旅客税の税収を充当。

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上

- 地域再生法が一部改正され、地域再生エリアマネジメント負担金制度を創設

- ◆ 地域再生エリアマネジメント負担金制度(2018年6月1日施行)

- ① 市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収。
- ② 受益者から徴収した費用を、市町村がエリアマネジメント団体に交付。
- ③ エリアマネジメント団体が活動を実施。

(注) 海外のDMOは、安定的・継続的な運営を行うために、BID制度を活用したTID制度^(※5)の分担金を徴収し、観光地経営を実施。

※5: 先進DMOが多くある米国では157地区で制度を導入し、観光地経営を行っている。

BID: Business Improvement District

主に商業地区において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み

TID: Tourism Improvement District 観光産業改善地区

DMOを初めとする事業者(TID団体)が観光地経営を行うために、エリア内の宿泊事業者の合意の下、宿泊収入から一定割合の賦課金を徴収する制度

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

② DMOによる観光地経営の推進

課題

● 国際観光旅客税の使途についての課題

- ① 国際観光旅客税の大半は、2020年度においても前年度と同様に国主導の取組(出入国・通関等の環境整備, JNTOによる情報発信, 国立公園の環境整備等)に充当されており、観光地経営を実際に担っているDMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部に留まる。
- ② その内容も、人材育成支援といった側面支援的なものや、地方運輸局が実施主体でありDMOの自由度が低いものとなっており、観光地経営を実際に担うDMOの創意工夫を十分に生かせるのとなっていない。

● DMOが安定的・継続的な運営を行う上での課題

- ① 広域連携DMO, 地域連携DMOには安定的な自主財源を確保するための法的枠組みがない。
- ② 事業費は、構成する自治体からの負担金や国費に依存している。
特に、国の財源措置は時限的(※6)であるため、安定した財源の確保が必要。(※6:2021年以降未定)
- ③ 構成する民間企業及び行政によるガバナンスは確保されているが、構成員以外はフリーライダーとなる可能性がある。

● DMOが地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する上での課題

- ① 市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントするDMOが本制度を活用する場合、活動計画の認定・負担金条例の制定等に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続きが煩雑になり、実務上困難である。
- ② 計画期間が5年を超えないものに限るため、5年を超える長期的な施策展開への活用ができない。